

第2回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日(火曜日)

午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

当社本社ビル 2階ホール

東京都港区芝浦二丁目5番1号

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件



あすか製薬ホールディングス株式会社



証券コード：4886

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第2回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

人間から動物まであらゆる生命と真摯に向き合う“トータルヘルスケアカンパニー”を目指して2021年4月1日に新たな一步を踏み出した私たち「あすか製薬ホールディングス」は、東京証券取引所プライム市場に移行した第2期も、あすか製薬時代から通じて過去最高となる600億円を超える売上高を記録するなど、お陰様で順調に事業が進捗しております。

私たちは、「スペシャリティファーマを基盤としたトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、5カ年の中期経営計画に基づき、グループ各社で様々な取り組みを進めております。詳細は本招集ご通知ならびに当社ウェブサイトに掲載しております事業報告をご高覧ください。

当社は、今後も社会からの期待に応えるとともに継続的な企業グループの価値向上を追求するため、グループ一丸となって邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長

山口 隆

目次

- 第2回定時株主総会招集ご通知 …… 1P
- 株主総会参考書類 …………… 8P
[添付書類]
- 事業報告 …………… 18P
- 連結計算書類 …………… 44P
- 計算書類 …………… 47P
- 監査報告 …………… 50P

株主各位

証券コード 4886
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月29日

東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬ホールディングス株式会社
代表取締役社長 山口 隆

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aska-pharma-hd.co.jp/invest/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4886/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（「銘柄名（会社名）」に「あすか製薬ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4886」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

→6・7頁をご覧ください。

書面による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。→6頁をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区芝浦二丁目5番1号 あすか製薬ホールディングス株式会社 本社ビル 2階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第2期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第2期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ご返送いただいた議決権行使書の各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.aska-pharma-hd.co.jp/>)

株主総会資料の電子提供制度について

- ・ 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主の皆様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧に変更となりました。お手数ですが、本招集ご通知でご案内するウェブサイトアクセスをご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・ 本年は、お手元でも議案内容と業績情報をご確認できるよう、株主総会参考書類および事業報告の一部（事業の経過およびその成果）を本招集ご通知に添付いたしました。なお、書面交付請求をいただいた株主様には、交付書面非記載事項（連結注記表および個別注記表）を除く書面をご送付しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

ご来場される株主様へ

- ・ 2023年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類（相当）から5類へ変更となったことに伴い、来場株主様の感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（8頁～16頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時35分至着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォン等より議決権を行使いただけます。
詳しくは、次頁をご覧ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時35分完了分まで

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第2回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会
開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 →【賛】の欄に○印
- 否認する場合 →【否】の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 →【賛】の欄に○印
- 全員否認する場合 →【否】の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 →【賛】の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

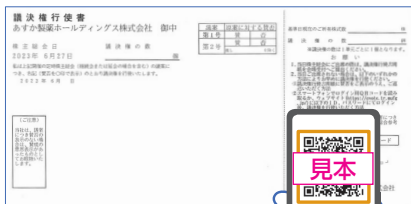
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

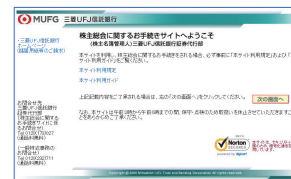
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1. 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」「仮パスワード」をご入力ください。

3. 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主様ご指定による任意のパスワードに変更してください。

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話：0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施することを基本方針としております。

上記方針ならびに今後の事業展開等を勘案し、当期の期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき8円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金8円
配当総額	226,352,304円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名		当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況		
1	やま ぐち たかし 山 口 隆	再任	代表取締役社長 グループ全社統括	100% (16回／16回)		
2	まる お あつ し 丸 尾 篤 嗣	再任	代表取締役専務取締役 社長補佐、サステナビリ ティ担当	94% (15回／16回)		
3	やま ぐち そう た 山 口 惣 大	再任	代表取締役専務取締役	100% (16回／16回)		
4	もり ま い こ 森 麻 衣 子	再任	取締役常務執行役員	100% (11回／11回)		
5	やま ぐち ふみ よし 山 口 文 豊	再任	取締役常務執行役員	100% (11回／11回)		
6	よし むら やす のり 吉 村 恭 典	再任	社外	独立	社外取締役	100% (16回／16回)
7	あわばやし みのる 栗 林 稔	新任	社外	独立	—	—
8	えのき ど やす じ 榎 戸 康 二	新任	社外	独立	—	—

(注) 森麻衣子氏および山口文豊氏の出席状況については、2022年6月28日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

やまぐち

山口

たかし

隆

(1952年5月10日生)

再任



所有する当社の株式数
891,670株

取締役在任期間
(本総会終結時)
2年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 あすか製菓株式会社入社
1987年12月 あすか製菓株式会社取締役
1991年6月 あすか製菓株式会社代表取締役社長
2021年4月 当社代表取締役社長（現任）
2021年6月 あすか製菓株式会社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しております。1991年6月より30年間、あすか製菓の代表取締役社長として経営全般を適切に統括し、また2021年4月からは当社社長として企業価値のさらなる向上を目指して強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社グループの持続的な成長と経営ビジョン実現にとって不可欠であると判断していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まるお

丸尾

あつし

篤嗣

(1959年2月10日生)

再任



所有する当社の株式数
34,800株

取締役在任期間
(本総会終結時)
2年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2009年4月 同行東北支配人仙台支社長
2010年10月 あすか製菓株式会社執行役員
2011年6月 あすか製菓株式会社取締役常務執行役員
2014年6月 あすか製菓株式会社専務取締役
2015年6月 株式会社あすか製菓メディカル取締役、あすかアニマルヘルス株式会社取締役
2019年6月 あすか製菓株式会社代表取締役専務取締役
2021年4月 当社取締役
2021年6月 当社代表取締役専務取締役
2021年6月 あすか製菓株式会社取締役副会長（現任）
2023年4月 当社代表取締役専務取締役（サステナビリティ担当）（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、大手金融機関での豊富な経験と実績を有し、経営・財務に関する高い専門性と幅広い見識を備えております。2014年6月のあすか製菓専務取締役就任以降は、当社グループの全社戦略・ガバナンス等を統括しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やまぐち

山口

そうた

惣大

(1983年12月17日生)

再任



所有する当社の株式数
32,800株

取締役在任期間
(本総会終結時)
2年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 2008年4月 株式会社日立製作所入社
2011年5月 弁理士登録
2016年2月 あすか製薬株式会社入社
2017年6月 あすか製薬株式会社取締役常務執行役員（創薬研究担当）
2019年6月 あすか製薬株式会社常務取締役（創薬研究、開発、事業戦略担当）
2020年4月 あすか製薬株式会社常務取締役（創薬研究、開発、事業開発、メディカルアフェアーズ担当）
2021年4月 当社取締役
2021年6月 当社代表取締役専務取締役（現任）
2021年6月 あすか製薬株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、弁理士として知的財産権に関する専門知識と大手企業の知財部門での豊富な業務経験を有しております。2017年6月のあすか製薬取締役就任以降は同社の創薬研究部門を、2019年6月からは常務取締役として開発部門および事業戦略部門も担当、2021年6月より同社の代表取締役社長に就任しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

もり

森

まいこ

麻衣子

(1964年4月20日生)

再任



所有する当社の株式数
8,400株

取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1987年4月 あすか製薬株式会社入社
2011年6月 あすか製薬株式会社医薬情報部長
2017年7月 あすか製薬株式会社薬制部長
2020年4月 あすか製薬株式会社信頼性保証本部長
2020年6月 あすか製薬株式会社執行役員（信頼性保証本部長）
2022年6月 あすか製薬株式会社取締役常務執行役員（信頼性保証本部長）（現任）
2022年6月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、あすか製薬の信頼性保証部門の要職を経て、執行役員を務めるなど豊富な業務経験と深い見識を有しております。また、女性の視点による多様な議論を通じて、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

やまぐち

山口

ふみよし

文豊

(1986年11月3日生)

再任



所有する当社の株式数
6,800株

取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2011年 7月 あすか製菓株式会社入社
2019年 4月 あすか製菓株式会社執行役員（新規事業開発担当、ヘルスケア事業推進室副室長）
2020年 6月 あすか製菓株式会社執行役員（特命事項担当、あすかアニマルヘルス株式会社取締役）
2021年 1月 あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長（現任）
2021年 6月 当社執行役員（特命事項担当、あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長）
2022年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、あすか製菓の管理部門や営業部門を経て、当社の執行役員や子会社の代表取締役社長を務めるなど、会社経営や業務執行の監督に関する高い知見を備えております。今後とも当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

よしむら

吉村

やすのり

恭典

(1949年1月26日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
2年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月 慶應義塾大学産婦人科入局
1995年11月 慶應義塾大学教授（医学部産婦人科学）
2007年 4月 公益社団法人日本産科婦人科学会理事長
2011年 6月 あすか製菓株式会社社外取締役
2012年10月 一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事（現任）
2013年11月 株式会社ドンキホーテホールディングス（現株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）社外監査役
2014年 4月 慶應義塾大学名誉教授（現任）
2015年 7月 福島県立医科大学副学長（現任）
2015年 9月 株式会社ドンキホーテホールディングス（現株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年 4月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、医学者として産科婦人科領域における最高レベルの専門知識と幅広い経験を有しております。当社グループの医薬品事業開発等における重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を発揮していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

あわばやし
みのる
栗林 稔

(1952年12月19日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年 7月 日本ヨーフロー株式会社設立 代表取締役社長
1983年 7月 米国Pacific Marketing Partners, Inc.設立 Managing Director
1997年 7月 日本オムニグロー株式会社設立 代表取締役副社長
2005年 4月 日本オムニグロー株式会社 代表取締役社長
2016年 4月 株式会社竹中パートナーズシニアバイスプレジデント（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、日本企業と外国企業の海外進出コンサルティング業務に長年にわたり従事し、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、貿易および国内外の流通に関する豊富な知見、加えて米国コンサルティング会社での海外勤務経験は、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

えのき ど
やす じ
榎戸 康二

(1960年6月30日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
2007年 8月 パナソニックアビオニクス社社長
2013年 4月 パナソニック株式会社役員
2015年 4月 同社常務役員、AVCネットワークス社社長
2015年 6月 同社常務取締役
2016年 4月 同社代表取締役専務
2017年11月 創援株式会社代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大手電機メーカーの経営者として長年にわたり活躍しており、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、事業再生・新規事業分野における豊富な経験、さらには海外勤務で培ったグローバルな視点も兼ね備えており、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉村泰典氏、粟林稔氏および榎戸康二氏は、社外取締役候補者であります。3氏は、16頁に記載いたしました当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有していると判断しております。
3. 当社は、吉村泰典氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、粟林稔氏および榎戸康二氏は、同取引所が定める独立役員の要件を満たしており、今回、3氏の選任が承認された場合は、当社は3氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、吉村泰典氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、定款に基づき同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、粟林稔氏および榎戸康二氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 10頁から13頁の各候補者の所有する当社の株式数は、2023年3月31日現在の状況を記載しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役および監査役の構成ならびに経験と専門性は次のとおりとなります。

	氏名	役職	企業経営	研究開発・知的財産	営業・マーケティング	医学・薬学専門知識	財務・会計	法務・リスク管理	サステナビリティ・ESG
取締役	山口 隆	代表取締役社長	●	●		●			
	丸尾 篤嗣	代表取締役専務取締役	●				●		●
	山口 惣大	代表取締役専務取締役	●	●				●	
	森 麻衣子	取締役常務執行役員		●		●		●	
	山口 文豊	取締役常務執行役員	●		●				●
	吉村 泰典	社外取締役		●		●			●
	粟林 稔	社外取締役	●		●			●	
	榎戸 康二	社外取締役	●		●			●	
監査役	熊野 郁雄	常勤監査役			●		●		●
	福井 雄一郎	常勤監査役	●		●		●		
	木村 高男	社外監査役		●		●		●	
	福地 啓子	社外監査役					●	●	●

(注) 取締役・監査役の有する特に専門性の高いスキルおよび取締役・監査役に期待するスキルについて3つまで示しています。

ご参考

社外役員の独立性に関する基準

1. 本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - (1) 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）、またはその就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
 - (2) 当社の主要株主（注2）（過去3年間に於いて主要株主であった者を含む）、その者が法人・団体等である場合の業務執行者、もしくは当社グループが主要株主になっている（過去3年間に於いて主要株主であった場合を含む）法人・団体等の業務執行者
 - (3) 当社グループと重要な取引関係がある会社（注3）またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
 - (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬その他財産（注4）を得ている弁護士や会計士、コンサルタント等または法人・団体等の業務執行者
 - (5) 当社グループから一定額を超える寄付等（注5）を受けている法人・団体等の業務執行者
 - (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または過去3年間に於いて当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者
 - (7) 当社グループから取締役を受入れている、または過去3年間に於いて当社グループから取締役を受入れていた会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者
 - (8) 上記(1)から(7)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
 - (9) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(注1) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者をいう。

(注2) 主要株主とは、総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいう。

(注3) 重要な取引関係がある会社とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(i) 当社グループを重要な取引先とする者

直前3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けた者

(ii) 当社グループの重要な取引先である者

直前3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、または直前事業年度末における当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者

(注4) 多額の報酬その他財産とは、直前3事業年度平均で年間1,000万円、当該財産を得ている者が法人・団体等の場合は、直前3事業年度平均で当該団体等の直前事業年度における年間総収入の2%をそれぞれ超える報酬その他財産上の利益をいう。

(注5) 一定額を超える寄付等とは、当社が行った寄付等が、直前3事業年度平均で年間1,000万円か当該法人・団体等の直前事業年度における年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付・助成をいう。

2. 上記(1)から(9)のうち抵触するものがある場合でも、グループ指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外役員として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。その場合においては、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について対外的な説明ができることを条件とする。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

[添付書類]

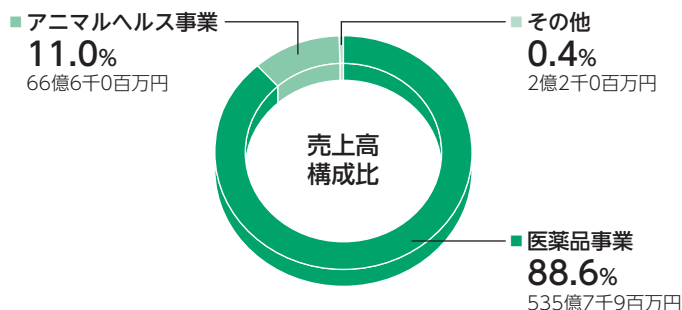
事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の当社グループの売上高は前年同期から3,853百万円増加し、60,461百万円となりました。これは主に、新製品の発売等により伸長した医療用医薬品事業に加えまして、飼料添加物の販売が好調であったアニマルヘルス事業の増収によるものであります。また売上原価が31,876百万円と前年同期比0.7%低下したことにより、売上総利益は前年同期から2,233百万円増の28,584百万円となりました。一方で販売費及び一般管理費は前年同期から1,920百万円増の23,476百万円となり、その結果、営業利益は前年同期から312百万円増の5,108百万円、売上高営業利益率は8.4%となりました。経常利益につきましては、営業外収益を433百万円、営業外費用を308百万円計上したことから5,232百万円となりました。また投資有価証券の売却に伴う特別利益を124百万円計上したものの、前年同期に固定資産売却益に伴う特別利益を計上した反動もあって、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期から51百万円減の4,238百万円となりました。

		第1期 (2022年3月期)	第2期 (2023年3月期) (当期)	対前期増減	
売上高	(百万円)	56,607	60,461	3,853増	6.8%増
営業利益	(百万円)	4,795	5,108	312増	6.5%増
経常利益	(百万円)	4,880	5,232	351増	7.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,290	4,238	51減	1.2%減

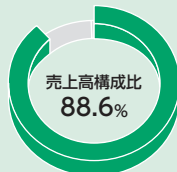


(ご参考)

	第2期 (2023年3月期) (当期)
売上高	604億円
営業利益率	8.4%
R O E	8.2%

【セグメント別の業績】

医薬品事業



売上高 535億7千9百万円

セグメント利益 57億7千9百万円

内科、産婦人科、泌尿器科の3分野に注力している医薬品事業は薬価改定の影響を受けつつも全般的に堅調に推移しました。製品別にみると、産婦人科領域において子宮筋腫・子宮内膜症治療剤「レルミナ」が8,839百万円（前年同期比20.5%増）と前年に引き続き大きく増加したほか、月経困難症治療剤「フリウエル」が2022年4月の薬価改定での約10%超の引き下げにも関わらず、3,489百万円（同0.8%増）と増加しました。また2022年6月から販売を開始した月経困難症治療剤「ドロエチ」は3,671百万円と好調に推移し、売上を牽引しました。さらに内科領域の主力品である甲状腺ホルモン剤「チラーヂン」が7,733百万円（同3.1%増）、診療ガイドラインの定着活動に努めた難吸収性リファマイシン系抗菌薬「リフキシマ」が5,397百万円（同11.2%増）といずれも着実に伸長しました。泌尿器科領域ではLH-RH誘導体マイクロカプセル型徐放性製剤「リュープロレリン」が4,999百万円（同3.6%減）となりました。

以上の結果、売上高は53,579百万円（同5.5%増）、セグメント利益は5,779百万円（同13.6%増）となりました。

アニマルヘルス事業

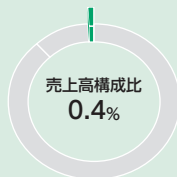


売上高 66億6千0百万円

セグメント利益 4億0千9百万円

動物用医薬品、飼料添加物等の製品を販売しているアニマルヘルス事業においては、特に飼料添加物の売上が堅調であったこと等から、売上高は6,660百万円（前年同期比18.3%増）、セグメント利益は409百万円（同8.6%増）となりました。

その他



売上高	2億2千0百万円
セグメント損失	6百万円

臨床検査、医療機器、サプリメント等の各事業を展開しているその他事業については、前年度に発売した毛髪ホルモン量測定キットの売上寄与もあり、売上高は220百万円（前年同期比19.0%増）となったものの、セグメント利益は6百万円の損失（前年同期は16百万円の損失）となりました。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

【研究開発の状況】

研究開発につきましては、あすか製薬株式会社が重点領域と位置付ける内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした創薬研究および臨床開発を推進すると共に、導出入活動、事業提携戦略も積極的に展開しております。

臨床開発においては、3つの臨床試験を進行中であります。避妊を適応症として開発中のLF111（ドロスピレノン）について、PhaseⅢ試験を実施中であります。また杏林製薬株式会社と共同開発中のAKP-009（ルダテロン）についてはPhaseⅡa試験後、最大効果を確認するための追加PhaseⅠ試験を実施いたしました。その結果を受けデータを再確認するため、再度、PhaseⅠ試験を予定しております。東レ株式会社と共同で開発を進めておりますTRM-270については、PhaseⅢ試験を開始しました。さらに肝性脳症（小児）に対する適応追加を進めていたL-105（リファキシミン）は、PhaseⅡ/Ⅲ試験が終了し申請準備中であります。なおL-105のクローン病を対象とした開発は中止しました。

開発準備段階にあるテーマとしては、2021年9月に武田薬品工業株式会社から日本における独占的開発権および独占的販売権を取得したrelugolix配合剤（開発コード：AKP-022）とテストステロン経鼻剤（AKP-017）の2テーマが開発準備中となっております。また自社技術に加えオープンイノベーション活用による創薬シーズの獲得などにより、複数テーマが非臨床段階にあります。

2022年度の導出入活動では、あすか製薬株式会社が日本で臨床試験を実施中である経口避妊薬ドロスピレノンに関し、2022年6月にHyundai Pharm. Co., Ltdと韓国における開発販売権に関するライセンス契約を締結しました。

2023年2月には、株式会社 Epsilon Molecular Engineering（以下「EME」）と、EME 独自のヒト化VHHスクリーニングプラットフォーム“The Month”を用いた産婦人科領域における次世代VHH抗体の新薬創出を目的とした共同研究開発契約を締結しました。

以上から、2023年3月期の研究開発費は前年同期から629百万円増加し、4,227百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,276百万円（無形固定資産を含む）で、その主な内訳は生産設備および本社設備に係るものであります。

(3) 資金調達の様況

当社は、運轉資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額3,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度において300百万円の借入実行残高があります。

(4) 重要な組織再編等の様況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題－中長期的な会社の経営戦略－

当社グループでは2021年度からスタートした中期経営計画において、これまで築いてきた基盤をより発展させつつ、当社グループが目指す「スペシャリティファーマを基盤としたトータルヘルスケアカンパニー」の実現にむけ、以下の7つの戦略に取り組んでまいります。

1. スペシャリティ領域の取り組み強化による企業価値向上にむけて、産婦人科製品の継続的な開発・販売を通じ、女性のクオリティオブライフ向上に貢献します。さらに発売から100年となる甲状腺ホルモン剤を中心に、甲状腺領域疾患の啓発活動を推進してまいります。
2. 新薬の継続的創出のため、オープンイノベーションの活用や新設したロンドンオフィスとの連携によるグローバルベースなアライアンス活動に取り組めます。
3. 海外事業の展開の一環として、アジアを中心に提携先との協力関係を進めていきます。
4. トータルヘルスケア実現に向けた新たな価値提供にむけ、検査事業における低侵襲な検査法のビジネス確立を進めます。また畜水産領域の繁殖・免疫と栄養の強みを伸ばし、コンパニオンアニマルの健康を支える製品の開発・販売を行います。
5. 財務基盤の強化のため、IT活用等による業務効率化、コスト削減を推進します。
6. 社会からの信頼を得る会社であり続けるために、信頼性を重視する組織風土の醸成とコンプライアンスの徹底により、生命関連企業としての責任を果たしてまいります。
7. 成長戦略を実現するための人材活用にむけ、新人事制度による多様なキャリア志向に対応できる組織体制づくりとともに、計画的な教育研修により能力拡大をはかります。

具体的な取り組みとして、中核となる医薬品事業を行うあすか製薬株式会社においては、臨床試験を進めているAKP-009、TRM-270、LF111の開発ステージアップを進めてまいります。また開発準備段階にあるrelugolix配合剤（開発コード：AKP-022）、テストステロン経鼻剤（AKP-017）の2テーマについて早期に開発ステージへ進めるよう取り組みます。さらに自社技術に加えオープンイノベーションを活用し獲得した創薬シーズのステージアップを目指すとともに、内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした導出入活動により、パイプライン拡充に努めてまいります。

営業活動については、産婦人科領域とリフキシマを中心とした情報提供活動を行うために導入したスペシャリティエリア制の確立により、質の高い情報提供とともにウェビナー等を活用した効率的な営業活動を継続していきます。主にレルミナ錠や2022年6月に発売したドロエチ配合錠など業績に貢献する製品に加え、コプロモーション活動を実施しているジェミーナ配合錠、リオナ錠等の情報提供を通じて産婦人科領域でのプレゼンスをさらに向上させていきます。またリフ

キシマ錠もガイドライン改訂により、肝性脳症治療の標準治療薬として位置づけられたことを受けて、さらなる普及・浸透を進めていきます。さらに国内シェアが9割を超えるチラーゼンは医療現場において欠かすことのできない薬剤であり、安定供給体制を堅持するとともに、甲状腺疾患治療のリーディングカンパニーとして引き続き甲状腺疾患の啓発活動等に取り組んでまいります。

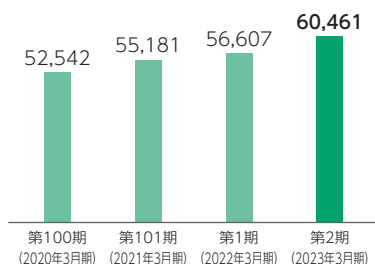
さらにトータルヘルスケアの実現に向け、2023年4月よりフェムテック事業推進室をあすか製薬株式会社に新設いたしました。すでに取り組みをスタートしている他社との協業を発展させつつ、女性のライフステージにおける多様な課題を解決するための取り組みを進めてまいります。また動物用医薬品・飼料等を販売するあすかアニマルヘルス株式会社においては、アニマルウェルフェアに貢献できる製品の開発・販売を継続して進めております。猫・抗甲状腺剤チロブロックに加え、本邦に多い小型犬にも対応できるよう低用量規格もラインナップした犬・副腎皮質機能亢進症治療剤トリロスタン錠「あすか」を2022年11月に発売しました。今後、両剤の市場浸透に向けてコンパニオンアニマル市場に対応した営業活動を進めていきます。これらに加え、検査事業を行う株式会社あすか製薬メディカルでは、毛髪からステロイドホルモンを測定する技術を用いて、ジヒドロテストステロン（DHT）を測定することにより、男性型脱毛症（AGA）のリスク評価を可能とする毛髪ホルモン量測定キットを開発し、新たなビジネスを展開しております。今後は同技術を応用した他のホルモン測定キットや毛髪以外の検体を対象とした測定などの事業展開を進めてまいります。

上記に加えサステナビリティ経営の一層の推進にむけて、2021年4月に立ち上げたESG委員会に加え、2023年4月よりサステナビリティ担当取締役の選任およびホールディングス組織内にサステナビリティ推進の専門部署を新設いたしました。これらの組織を中心に当社グループで特定した17項目のマテリアリティへの取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献し、社会価値の創出による持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

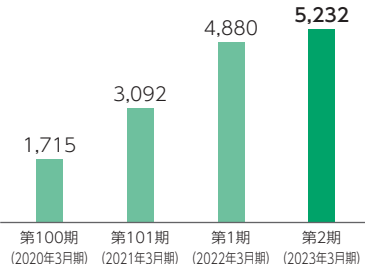
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 直前3事業年度の財産および損益の状況

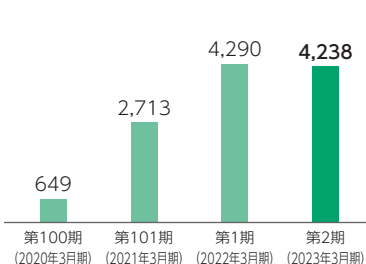
売上高 (単位：百万円)



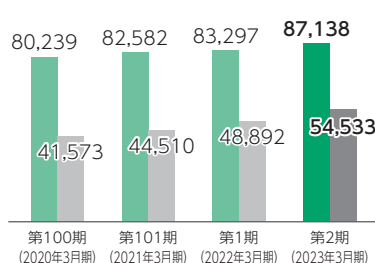
経常利益 (単位：百万円)



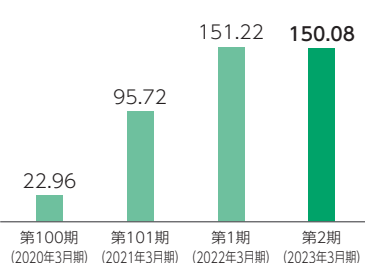
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



	第100期 (2020年3月期)	第101期 (2021年3月期)	第1期 (2022年3月期)	第2期 (2023年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	52,542	55,181	56,607	60,461
経常利益 (百万円)	1,715	3,092	4,880	5,232
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	649	2,713	4,290	4,238
1株当たり当期純利益	22円96銭	95円72銭	151円22銭	150円08銭
総資産 (百万円)	80,239	82,582	83,297	87,138
純資産 (百万円)	41,573	44,510	48,892	54,533

(注) 第101期以前の値はあすか製薬株式会社として公表した値を参考として記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
あすか製薬株式会社	1,197	100.0	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
株式会社あすか製薬メディカル	30	100.0	検査事業
あすかアニマルヘルス株式会社	100	100.0	動物用医薬品、飼料および飼料添加物等の製造、販売ならびに輸出入

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	あすか製薬株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区芝浦二丁目5番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	40,063百万円
当社の総資産額	41,575百万円

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
医薬品事業	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
アニマルヘルス事業	動物用医薬品の製造および販売
その他	検査事業、医療機器

(9) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

当社	本社	東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社	本社	東京都港区
	湘南研究所	神奈川県藤沢市
	いわき工場	福島県いわき市
	営業所	札幌、東北（宮城県仙台市）、郡山、東京（東京都港区）、横浜、埼玉、千葉、北関東（栃木県宇都宮市）、新潟、松本、金沢、名古屋、静岡、京都、大阪、神戸、高松、中国（広島県広島市）、福岡、熊本
株式会社あすか製薬メディカル	本社	神奈川県藤沢市
あすかアニマルヘルス株式会社	本社	東京都港区

(10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比
医薬品事業	610名 (92名)	39名減 (17名増)
アニマルヘルス事業	36名 (6名)	— (—)
その他	14名 (3名)	2名増 (1名減)
全社 (共通)	87名 (16名)	7名増 (—)
合計	747名 (117名)	30名減 (16名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人員は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	3,375百万円
日本生命保険相互会社	3,000百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額6,200百万円）があります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	30,563,199株
③ 株主数	8,322名
④ 大株主（上位10位）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,975	10.51
武田薬品工業株式会社	2,204	7.79
ゼリア新薬工業株式会社	1,877	6.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,264	4.46
株式会社三菱UFJ銀行	1,100	3.88
山口 隆	891	3.15
株式会社ヤマグチ	579	2.04
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	530	1.87
日本生命保険相互会社	522	1.84
トーア再保険株式会社	500	1.76

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,269,161株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式（2,269,161株）を控除して計算しております。
 3. 自己株式（2,269,161株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・76361口）が保有する当社株式8,900株を加算しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	—	—

- (注) 当社取締役のうち、あすか製薬株式会社の取締役兼任者4名に交付した株式数は29,800株、あすかアニマルヘルス株式会社の取締役兼任者1名に交付した株式数は1,700株であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 隆	グループ全社統括 あすか製薬株式会社代表取締役会長
代表取締役専務取締役	丸 尾 篤 嗣	社長補佐 あすか製薬株式会社取締役副会長
代表取締役専務取締役	山 口 惣 大	あすか製薬株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	森 麻 衣 子	あすか製薬株式会社取締役常務執行役員 信頼性保証本部長
取締役常務執行役員	山 口 文 豊	あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長
社外取締役	吉 村 恭 典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶應義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
社外取締役	山 中 通 三	株式会社吉田製作所代表取締役社長 吉田精工株式会社代表取締役社長 株式会社ヨシダ代表取締役副会長
社外取締役	播 野 勤	タマノイ酢株式会社代表取締役社長 株式会社タマノイ酢クロスメイツ代表取締役社長
常勤監査役	熊 野 郁 雄	あすかアニマルヘルス株式会社監査役
常勤監査役	福 井 雄 一 郎	あすか製薬株式会社監査役
社外監査役	木 村 高 男	合同会社TKファーマパートナーズ代表社員
社外監査役	福 地 啓 子	福地啓子税理士事務所代表 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役（監査等委員） 川田工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 社外監査役福地啓子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役常務執行役員森麻衣子氏、山口文豊氏は2022年6月28日開催の第1回定時株主総会において選任され就任いたしました。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を当社および当社の子会社が負担しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会決議された決定方針と整合していることや、グループ報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役報酬の方針および手続

- (1) 当社の取締役報酬は、「透明性」「公正性」「客観性」を確保したうえでグループ報酬委員会にて審議し、報酬制度の設計ならびに具体的な報酬額については、取締役会にて決定いたします。
- (2) 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、持続的な企業価値向上に資する報酬設計とし、具体的には、固定報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞与、中長期インセンティブとなる株式報酬制度で構成することといたします。
- (3) 社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期および中長期インセンティブを設けず、固定報酬のみで構成することといたします。

《業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針》

【固定報酬】

取締役の基本報酬は、年額固定報酬とし、役位（職位）、職責、在任期間に基づきその額を決定し、月例で支払うものとする。

《業績連動報酬等に関する決定方針》

【業績連動賞与】

取締役（社外取締役を除く）の業績連動賞与は、役付取締役は年額固定報酬に役位（職位）毎に

定めた賞与算出係数と前年度の会社業績（営業利益等）に応じた支払係数を乗じることにより賞与支給額を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

また、使用人兼務取締役については、使用人分賞与に包括しインセンティブ付けを行うものとする。

《非金銭報酬に関する決定方針》

【譲渡制限付株式報酬】

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において譲渡制限付株式を付与する。個別の取締役が付与する譲渡制限付株式の個数は、役位（職位）、職責、在任期間等を考慮して決定する。

《報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針》

固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬の構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬（固定報酬）の水準と安定性を重視したうえで、単年度業績の向上と株主利益の追求にも配慮して構成するものとする。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は各事業年度の業績により報酬額が決定されるため確定しないが、固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬のおおよその割合は、以下の範囲となる。

固定報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式報酬＝55～70％：15～30％：10～15％

《取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法》

各取締役の具体的な報酬の額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外の役員等で構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を踏まえ決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役	30	30	—	—	3
(社外取締役)	(30)	(30)	(—)	(—)	(3)
監査役	50	50	—	—	4
(社外監査役)	(13)	(13)	(—)	(—)	(2)
合計	81	81	—	—	7
(社外役員)	(44)	(44)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 対象となる役員の員数は、当社より報酬が支払われた役員の員数を記載しております。上記のほか、当社の取締役5名が子会社（あすか製薬株式会社およびあすかアニマルヘルス株式会社）から受けた報酬等の総額は282百万円です。

3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は営業利益であり、その実績は5,108百万円であります。当該指標を選択した理由は、経営目標達成の指標として重要なものであり、業績連動報酬に係る指標に適していると判断したからであります。また、当社の業績連動報酬の算出方法については「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。また別枠で、2021年6月24日開催の臨時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職の状況
社外取締役	吉村 泰典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶應義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
	山中 通三	株式会社吉田製作所代表取締役社長 吉田精工株式会社代表取締役社長 株式会社ヨシダ代表取締役副会長
	播野 勤	タマノイ酢株式会社代表取締役社長 株式会社タマノイ酢クロスメイツ代表取締役社長
社外監査役	木村 高男	合同会社TKファーマパートナーズ代表社員
	福地 啓子	福地啓子税理士事務所代表 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役（監査等委員） 川田工業株式会社社外監査役

(注) 各兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況および社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	吉村 恭典	16回中16回 (100%)	—	医学者として専門的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	山中 通三	16回中16回 (100%)	—	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	播野 勤	16回中16回 (100%)	—	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	木村 高男	16回中16回 (100%)	19回中19回 (100%)	医薬品事業開発役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。
	福地 啓子	16回中16回 (100%)	19回中19回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2021年4月1日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました。現在の基本方針は以下のとおりとなっております。今後も社会の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの適切な運用と改善・強化に努めてまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ・当社および子会社は、コンプライアンス・プログラムを制定し、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、関係法令、規則等を遵守するとともに、その精神を尊び、高い倫理観と社会的良識を持って行動する旨定めている。
- ・当社および子会社は、この実践のため、取締役が率先垂範して本プログラムに従い行動するとともに、コンプライアンスに関する啓発、教育を通じてグループ全体への企業倫理の徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を文書規程、その他の規程に基づき適切に保存し管理する。
- ・当社は、グループ文書管理規程に基づき、グループ全体の情報の保存および管理体制を構築する。
- ・当社は、情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の安全性および信頼性の確保に努める。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、経営危機管理規程に基づき、リスクの分類、有事の際の情報伝達体制等を規定しており、リスク管理に関する啓蒙、教育を通じて、グループ全体としてのリスク管理体制を徹底する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会を原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行を監督する。
- ・当社は、経営会議を原則月1回開催し、経営に関する案件の審議・決定、経営方針や経営戦略等の重要案件の審議を行う。

- ・当社は、持株会社体制により、子会社の統括とグループ戦略の策定及び推進に特化し、効率的な職務を執行する。
- ・当社は、業務の効率性と内部統制の実効性を確保するためIT化を推進する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、定期的な教育およびその浸透度の調査を通じて当社及びグループ従業員に周知徹底する。
- ・当社は、コンプライアンスに関する相談窓口として内部通報制度を活用する。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、子会社の統括部署を定めて総合的に管理しているほか、グループ事業戦略会議を年4回開催し、情報を共有する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、リスク管理に関する体制を強化する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、職務の執行が効率的に行われる体制を強化する。
- ・当社は、子会社の事業遂行のための適切な支援を行う。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社内部監査部門が、内部監査規程に基づき監査を実施する。
- ・当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めて運用する。
- ・当社は、財務報告に係る適正性を確保するために必要な内部統制を整備し、財務報告の信頼性の確保に努める。

⑦ 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役への補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役から補助使用人を求められた場合は、監査役付とし、専任の使用人とする。
- ・当社は、補助使用人の任命、人事異動につき、事前に監査役の同意を得る。
- ・補助使用人に対する指揮命令権は各監査役に属するものとし、補助使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - ・取締役は、職務執行に関して重大な法令、定款違反、企業行動基準違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。
 - ・当社は、内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。
- ロ. 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ・子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合して、相互に情報提供や意見交換を行う。
 - ・各子会社は、グループ事業戦略会議での審議事項等を監査役に報告する。
 - ・子会社においても、当社の内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、内部通報制度の相談内容について秘密を厳守し、相談した者への不利な取扱いを禁止する。

⑩ 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役のリクエストに基づき、監査役の仕事の執行上必要な費用の全額を支払う。

⑪ その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

- ・社長は、定例会合だけでなく可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。
- ・社長は、監査役、会計監査人との連携を図り、実効ある監査を支援するため、内部監査部門の充実を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

社長は、事業執行方針に「コンプライアンスの徹底」を掲げ、当社グループの役員および従業員へ啓発しております。また役員および従業員に小冊子およびカードを配付するとともに、本年度は、コンプライアンスに関する意識調査アンケートの実施を通じて、コンプライアンスの周知徹底と意識醸成を図りました。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会・取締役会等重要会議に係る議事録および関係資料は、担当部署にて適切に保管しております。情報セキュリティ関連規程や教育資料をイントラネット上に公開し、e-learningシステムによる情報セキュリティ教育など当社グループの従業員へ周知徹底しているほか、当社グループのセキュリティレベルの均質化を図るべく、子会社へのアドバイスおよび指導を適宜実施しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理に関する社内規程に基づき、当社グループ各組織において経営危機管理マニュアルを作成し、当社グループ全体としてのリスク回避または被害低減を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、持株会社体制により、子会社の統括、グループ戦略の策定および推進に特化し、効率的な職務実現に向けた体制を構築しております。本年度においては、取締役会および経営会議を予定どおり開催したほか、必要に応じ臨時取締役会を開催するなど、その体制は順調に機能しました。ERP（統合基幹業務システム）は順調に稼働しております。また、当社グループ内において機動的なコミュニケーションが可能となるよう、イントラネットの運用を拡大するなど、IT化を推進しております。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、単なる法令等の遵守にとどまらず経営理念や行動憲章を理解したうえで行動することを求め、従業員の倫理規範意識の醸成を図っております。

今年度は、コンプライアンスに関する意識調査およびその結果を踏まえた当社グループ各部門とのヒアリングを実施し、現状把握と問題点を抽出のうえ実態に即した研修および問題解決を

行うことで、さらなるコンプライアンスの徹底を図っております。

内部通報制度の活用については、コンプライアンスに関する相談窓口を社内外に設置し、研修等で当社グループ従業員に積極的な活用を呼びかけるとともに、通報者の保護を図り、適切に対処しております。

⑥次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社統括部署が四半期毎に当社グループの事業戦略に関する会議を開催し、子会社と情報共有を行いました。また、担当部署が子会社の重要な決裁事項等につき情報収集し、当社において適宜管理できる体制をとっております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各子会社は、新規契約時に当社法務部門の契約審査を受けることで契約リスクの軽減を図っており、その契約内容については、子会社の統括部署が子会社と適宜ヒアリングを実施し、内容把握を行っております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各子会社は、当社グループの事業戦略に関する当社との会議をはじめ、様々な形で職務執行上のリスクや改善が必要な点を当社と共有し、その解決につき適宜支援を受けております。また、当社の子会社統括部署は、随時、相互情報を共有し、課題・問題点の解決のために関連部署の協力を得ております。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の内部監査部門は、子会社に対し内部監査規程に基づく内部監査を実施しました。

コンプライアンス関連規程において、子会社の役職員も内部通報窓口を利用できる旨が定められており、適宜コンプライアンス相談ができる体制にあります。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況評価の基本計画に基づき、内部統制評価部門が評価を実施しました。

⑦ **当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

現在、補助使用人は置いておりません。

⑧ **次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

イ. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

本年度中に取締役会および監査役会に報告すべき重大な法令、定款違反等はありませんでした。また、当社法務部門は、監査役に対し内部通報実績の概要を四半期毎に報告する他、必要に応じ随時報告する体制をとっております。

ロ. 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

現在、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼任し、当社の子会社統括部署は、監査役に対し子会社に関する報告を行っております。

当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めて運用しており、子会社からの内部通報実績の概要についても、定期的に監査役に報告しております。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

法令および社内関連規程に則り、表記のとおり運用しております。

⑩ **当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

法令および社内関連規程に則り、表記のとおり運用しております。

⑪ **その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、監査役の助言等を内部統制の改善に役立たせる体制を確保しております。

また、監査役と内部監査部門は四半期毎に会合し、監査情報を共有し連携を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、現在特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。
なお、大株主の持株比率については、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	53,759	流動負債	17,650
現金及び預金	14,505	買掛金	2,838
売掛金	15,217	電子記録債務	3,022
有価証券	3,400	短期借入金	300
商品及び製品	10,815	1年内返済予定の長期借入金	3,138
仕掛品	429	未払金	4,947
原材料及び貯蔵品	6,443	賞与引当金	1,142
その他	2,948	役員賞与引当金	24
		その他	2,235
固定資産	33,378	固定負債	14,954
有形固定資産	10,796	長期借入金	9,185
建物及び構築物	4,381	退職給付に係る負債	5,433
機械装置及び運搬具	1,346	その他	335
土地	4,249		
その他	818	負債合計	32,604
無形固定資産	4,465	純資産の部	
販売権	3,673	株主資本	49,315
その他	791	資本金	1,197
		資本剰余金	1,847
投資その他の資産	18,117	利益剰余金	49,619
投資有価証券	14,385	自己株式	△3,350
繰延税金資産	1,717	その他の包括利益累計額	5,218
その他	2,031	その他有価証券評価差額金	4,590
貸倒引当金	△17	為替換算調整勘定	405
		退職給付に係る調整累計額	222
資 産 合 計	87,138	純資産合計	54,533
		負債・純資産合計	87,138

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,461
売上原価		31,876
売上総利益		28,584
販売費及び一般管理費		23,476
営業利益		5,108
営業外収益		
受取利息及び配当金	338	
その他	94	433
営業外費用		
支払利息	50	
為替差損	43	
固定資産処分損	52	
休止固定資産費用	53	
ESOP信託負担金	51	
その他	57	308
経常利益		5,232
特別利益		
投資有価証券売却益	124	124
税金等調整前当期純利益		5,357
法人税、住民税及び事業税	1,108	
法人税等調整額	10	1,118
当期純利益		4,238
親会社株主に帰属する当期純利益		4,238

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,197	1,867	45,833	△3,479	45,419	3,231	164	77	3,473	48,892
当 期 変 動 額										
剰余金の配当			△452		△452					△452
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,238		4,238					4,238
自己株式の取得				△0	△0					△0
自己株式の処分		△19		129	109					109
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						1,359	241	144	1,745	1,745
当期変動額合計	－	△19	3,785	129	3,895	1,359	241	144	1,745	5,641
当 期 末 残 高	1,197	1,847	49,619	△3,350	49,315	4,590	405	222	5,218	54,533

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	1,200
現金及び預金	1,120
その他	79
固定資産	40,374
投資その他の資産	40,374
関係会社株式	40,319
繰延税金資産	54
資 産 合 計	41,575

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	630
短期借入金	300
1年内返済予定の長期借入金	48
未払金	81
未払法人税等	29
賞与引当金	116
その他	55
負 債 合 計	630
純資産の部	
株主資本	40,944
資本金	1,197
資本剰余金	42,065
資本準備金	844
その他資本剰余金	41,220
利益剰余金	886
その他利益剰余金	886
繰越利益剰余金	886
自己株式	△3,205
純 資 産 合 計	40,944
負債・純資産合計	41,575

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	1,732
営業費用	1,073
営業利益	658
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	1
その他	2
営業外費用	
支払利息	3
ESOP信託負担金	51
その他	3
経常利益	603
税引前当期純利益	603
法人税、住民税及び事業税	39
法人税等調整額	△27
当期純利益	591

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,197	844	41,239	42,084	747	747
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△452	△452
当 期 純 利 益					591	591
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△19	△19		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△19	△19	139	139
当 期 末 残 高	1,197	844	41,220	42,065	886	886

	株主資本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△3,335	40,695	40,695
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△452	△452
当 期 純 利 益		591	591
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	129	109	109
当 期 変 動 額 合 計	129	249	249
当 期 末 残 高	△3,205	40,944	40,944

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

あすか製薬ホールディングス株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人 東京都港区	
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 野 中 信 男
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 市 俊 也
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 榎 田 憲 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、あすか製薬ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あすか製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

あすか製菓ホールディングス株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員
公認会計士 野 中 信 男
指定社員
業務執行社員
公認会計士 中 市 俊 也
指定社員
業務執行社員
公認会計士 槇 田 憲 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あすか製菓ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び清陽監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

あすか製菓ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	熊野郁雄 ㊟
常勤監査役	福井雄一郎 ㊟
監査役(社外監査役)	木村高男 ㊟
監査役(社外監査役)	福地啓子 ㊟

以 上

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

第2回 定時株主総会会場ご案内図

開催日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬ホールディングス株式会社 本社ビル 2階ホール
電話：03-5484-8845



交通 JR山手線・京浜東北線「田町駅」（芝浦口（東口））…徒歩約10分
都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」（A4出口）……徒歩約10分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。